

所得税・市県民税が一部改正されました

1 税率の改正

所得税及び個人住民税の税率が次のように改正されました。

| 課税標準額 | 所得税 | 市県民税 |
|---------|------------------|--------|
| 1,800万円 | 40% - 2,796,000円 | 一律 10% |
| 900万円 | 33% - 1,536,000円 | |
| 695万円 | 23% - 636,000円 | |
| 330万円 | 20% - 427,500円 | |
| 195万円 | 10% - 97,500円 | |
| 0万円 | 5% | |

課税標準額：所得から基礎控除、扶養控除、社会保険料控除など諸控除を差し引いた残りの金額のことをいいます。

2 住宅借入金等特別控除の控除期間変更

平成19年分の所得から控除を受ける方は、住宅借入金等特別控除の期間を10年と15年とで、選ぶことができるようになりました。

3 住宅借入金等特別控除適用者に対する調整措置

税源移譲で所得税が減少することにより、住宅借入金等特別控除限度額が所得税より大きくなり、所得税から控除しきれなくなる場合があります。

平成11年から平成18年までに入居した方に限り、申告することで、所得税から控除できない差額分を平成20年度以降の市県民税の所得割額から控除できます。

詳しくは、本紙6・7ページをご覧ください。

4 地震保険料控除の創設

平成19年分所得から、地震保険料控除が新たに創設されました。

これに伴い、短期損害保険料は控除対象から外れます。長期損害保険料は、平成18年12月31日までに締結したものに限り、引き続き控除することができます（限度額は、市県民税は10,000円、所得税は15,000円）。

なお、1つの契約の中で地震保険料と長期損害保険料の両方がある場合は、いずれか片方の控除額しか適用すること

とができません。

地震保険料と長期損害保険料がそれぞれの契約の場合は、2つの控除額を組み合わせさせて地震保険料の限度額まで控除を受けることができます。

【地震保険料控除の計算式】

< 市県民税 >
地震保険料控除 = 支払った地震保険料 × 1/2 (限度額25,000円)

< 所得税 >
地震保険料控除 = 支払った地震保険料 (限度額50,000円)

郵送などでも提出できます

確定申告書は、郵送などでも提出できます。記載事項や添付書類に誤りがないかを確認し、確定申告書の控えを保管のうえ、磐田税務署までお早めに提出してください。

確定申告書を郵便または、信書便で送付される場合は消印日が申告書の提出日となり、2月18日(月)から3月17日(月)までの消印が、期限内申告となります。

確定申告書送付先
〒438-8711

磐田市中泉112-4
磐田税務署

医療費控除の申告について

高額療養費の申請を先に済ませましょう

高額療養費支給の対象になる方は、事前に高額療養費の申請をしてください。

国民健康保険に加入している方は、市役所1階市民課国保年金係または、支所1階市民サービス課市民サービス係で申請をしてください。領収書は、確認してお返しします。

平成19年12月診療分が高額療養費に当てはまる方には、2月下旬に市民課国保年金係から申請書を郵送しますので、申告に合うよう申請してください。

社会保険に加入している方は、勤務先で高額療養費の申請手続きをしてください。

領収書を確認しましょう

領収書を発行した病院や施設などで医療費控除に該当する金額を確認しておいてください。

領収書を集計しましょう

医療費控除の申告をする方は、あらかじめ医療費の領収書を集計し、明細書を作成しておいてください。

明細書に必要な事項を記入したら、領収書を明細書にはるか、封筒に入れ、申告書と一緒に提出してください。申告の際に提出するのは、領収書の原本です。領収書が必要な方は、あらかじめコピーをとっておいてください。

明細書は、市役所2階税務課市民税係または、支所1階市民サービス課市民サービス係で配布しています。パソコンをお持ちの方は、国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」 「各種様式(明細書・計算明細書等)」から用紙の印刷ができます。

確定申告Q&A

Q? 申告は、どんな人がしなくてはいけないのですか？

A! 次の方は申告が必要ですよ。

【所得税の申告が必要な方】

平成19年中の所得合計額が、基礎控除額や配偶者控除額などの控除合計額より多い方

平成19年中の給与収入が2,000万円を超える方

給与所得があり、年末調整を受けなかった方

給与所得者で、給与以外の所得が20万円を超える方

2か所以上から給与を受け、年末調整がされていない方

【市県民税の申告が必要な方】

自営業の方、不動産収入のある方、土地や建物を売った方

給与以外の所得がある方（所得税と違い、給与以外の所得が20万円以下でも申告が必要です）

所得税の確定申告をした方や給与所得のみの方で年末調整が済んでいる方は、市県民税の申告は必要ありません。



Q? 私は年金収入だけですが、以前は市役所の申告記載会場で確定申告書を税務課職員に作成してもらっていました。今年は作成してもらえないのですか？

A! 申告の手引きなどを参考に自分で申告書を作成していただくようお願いいたします。申告記載会場で職員が申告書の作成に関するアドバイスをいたします。



申告書の作成・記入の仕方を覚えていただければ、次の申告から自宅で作成し、郵送などで提出することができます。

Q? 所得がなくても申告の必要はありますか？

A! 所得がない方でも市県民税の申告をしましょう。国民健康保険税の算定基礎資料になります。

国民健康保険税の軽減措置を受けるために、所得がなかった方も「所得がなかったこと」の申告をする必要があります。

市県民税申告書提出先

〒437-8666

袋井市役所税務課市民税係

確定申告書の控えに受付印が必要な方

市内の申告記載会場では、提出された確定申告書の控えに、受付印を押すことができます。

受付印が必要な方は、磐田市文化振興センターまたは、磐田税務署に申告書を提出してください。

詳しくは、磐田税務署にお問い合わせください。

☎ 磐田税務署 ☎ 326111 (自動音声案内です。「0」を選択してください)

所得税の納税は3月17日(月)までに

確定申告をした方で、税金を納める必要がある方は、現金納付、口座振替などで納税をお願いします。

市民の皆さんが納付していただく税金は、将来を担う子どもたちの教育環境の整備や安心して暮らせる医療・福祉の充実、地震対策、地球温暖化対策としての環境に配慮した諸施策など「安全で快適なまちづくり」を進めるための重要な財源です。

税金は、納期限までに納めていただくようお願いいたします。

障害者控除対象者認定書

身体障害者手帳などの交付を受けていない方でも、市が発行した認定書を添付すれば、所得税や市県民税申告の障害者控除を受けることができます。



対象 市内在住で、医師の意見書により「6か月以上寝たきり」または、「認知症」と確認できる65歳以上の方

☎ いきいき長寿課長寿福祉係 ☎ 443121

☎ 市民サービス課市民福祉係 ☎ 239213

おむつ代の医療費控除確認書

初めておむつ代の医療費控除の申告をする方：医師に「おむつ使用証明書」の交付を受けて、所得税や市県民税の申告をしてください。

2年目以降（継続して受けている）の方：市に申請し発行された確認書を添付すれば、所得税や市県民税申告でおむつ代が医療費控除の対象として認められます。

対象 平成19年中に作成した介護保険主治意見書（意見書が平成19年中に作成されなかった方は、平成18年中に作成した意見書）の日常生活自立度が「B1」「B2」「C1」「C2」のいずれかで、尿失禁の可能性がある方

☎ いきいき長寿課介護保険係 ☎ 443152

☎ 市民サービス課市民福祉係 ☎ 239213